

議案第 54 号

令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号）

資料 1(29) 住居確保給付金について

1 増額の理由

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、離職又は廃業から 2 年以内の方が対象者であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対象者が拡大されました。このことにより、本事業の利用者も増えることが予想されたため、必要経費の増額を行う。

2 制度概要

本事業の目的は、離職などのより住居を喪失するおそれのある方に対し、就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、家賃相当分額を支給することにより、生活の土台となる住居を整えた上で、就職を目指すための支援を行う。

給付期間は 3 か月（最長 9 か月）。家賃相当額（生活保護世帯の家賃相当額に準じた額）を、世帯の資産や収入要件、求職活動を行うなどの条件を満たす支給対象者の貸主に直接支払う。

3 積算根拠

令和 2 年 4 月 20 日相談件数（7 件）を元に、今後増えることを予想して 20 世帯、世帯支給額は、世帯人数を 3～5 人の家族世帯と考えて 52,000 円、支給期間は終息時期が不明確のため最大期間 9 か月で試算

$$@52,000 \times 20 \text{ 世帯} \times 9 \text{ か月分} = 9,360,000 \text{ 円を補正する}$$

<歳入>

$$\text{国庫負担金（負担率 } 3/4 \text{）} @9,360,000 \times 3/4 = 7,020,000 \text{ 円}$$

4 その他

当初予算 1,560,000 円

執行額 986,500 円（21 世帯分） ← 5 月支給分（6 月家賃分）

残 額 573,500 円

5 参考

家賃相当額	単身世帯	40,000 円
	2 人世帯	48,000 円
	3～5 人世帯	52,000 円